

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年1月7日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	生駒市
4. 届出番号	22
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.ikoma.lg.jp/0000006500.html

執行機関名 生駒市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。）に対して日常生活用具を給付する事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月生駒市条例第35号）別表第1の2の項 小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。）に対して日常生活用具を給付する事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第一条	生駒市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 <u>小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている者（以下「小児慢性特定疾患児」という。）</u> に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、 <u>且日常生活の便宜</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		生駒市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱